

## 使用料に係る減免の考え方

### 1 趣旨

平成26年5月に策定した手数料・使用料の見直しに関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）では、受益者負担の原則に基づき手数料・使用料を設定し、サービス提供に要する費用や施設の保全に必要な費用を、受益者（施設の利用者）に適正に負担していただくことを基本的な考え方の一つに掲げています。

また、公の施設の使用料の減免については、この受益者負担の原則の観点から、現在、施設ごとに設定している基準を廃止した上で、市の政策的な理由により、減免が必要な場合があることも考慮し、真にやむを得ない場合等に限定して適用する新たな施設ごとの基準を設定することとしています。

この新たな基準は、市民にとって公平で、分かりやすいものとする必要があることから、その設定に必要となる、使用料の免除及び減額に係る市の考え方を次のとおり示します。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 共通事項

次のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することとします。

ただし、利用料金制度を導入している施設及び駐車施設については、ア及びイに係る使用料の免除はしません。

ア 市又は教育委員会が主催し、又は共催して事業を行うために使用する場合

イ 市立小・中学校、保育所又は幼稚園が教育又は保育に係る活動を行うために使用する場合

ウ 施設の指定管理者が、公益目的で使用し、又は管理運営に必要な活動のために使用する場合

#### (2) 個別事項

ア 使用料を減額し、又は免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することとします。

なお、各施設の運営形態や使用者の使用方法等が異なることから、使用料の減額率等については、施設ごとに判断することとします。

(ア) 障害者が、駐車施設を使用する場合

(イ) 障害者が、郷土の森博物館又は美術館を使用する場合。なお、障害者1人につき、その介助者1人についても同様の対応とします。

(ロ) 障害者が、体育施設（生涯学習センターにおける体育施設を含みます。）又は体育館を個人で使用する場合。なお、障害者1人につき、その介助者

1人についても同様の対応とします。

- (I) 学校関係団体が、学校施設を使用する場合
- (A) 府中っ子学びのパスポートの所有者が、郷土の森博物館又は美術館を使用する場合

#### イ 使用料を減額する場合

次のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することとします。

なお、各施設の運営形態や使用者の使用方法等が異なることから、使用料の減額率等については、施設ごとに判断することとします。

- (ア) 社会教育関係団体、自治会、老人クラブ、福祉団体又は青少年団体が、公民館、教育センター又は生涯学習センター（学習施設）を使用する場合
- (イ) 女性センター登録団体、自治会又は青少年団体が、女性センターを使用する場合
- (ロ) 社会教育関係団体が、学校施設を使用する場合
- (ハ) 福祉団体が、ふれあい会館を使用する場合

### 3 運用

新たな減免基準を設定しても、それが適切に運用されていないければ、減免基準を設けていることの意味が失われ、かえって使用者の公平性を損なうこととなります。

このため、各施設の管理者は、使用料の減額又は免除を行う場合には、その資格の有無について、身分証明書、障害者手帳、団体名簿等により確認することとします。

### 4 見直し

この使用料に係る減免の考え方については、社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、他市における考え方なども反映できるようにするため、基本方針の見直しに合わせ、定期的に見直すこととします。